

IASB and joint IASB-FASB Update

2021年7月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®基準、修正及びIFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団の「[デュー・プロセス・ハンドブック](#)」に示されており正式に書面投票が行われる。

審議会は2021年7月20日から21日にリモートで会議を行った。

また、IASB は財務会計基準審議会（FASB）と2021年7月23日にリモートでの合同会議を開催した。下記の合同 Update をご覧いただきたい。

目次

リサーチ及び基準設定

- [IFRS 第9号の適用後レビュー—分類及び測定（アジェンダ・ペーパー3）](#)
- [IFRS 第10号「連結財務諸表」、IFRS 第11号「共同支配の取決め」及びIFRS 第12号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー7）](#)
- [開示に関する取組み—的を絞った基準レベルの開示のレビュー（アジェンダ・ペーパー11）](#)
- [のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）](#)
- [基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）](#)

タクソノミ

- [IFRS タクソノミ（アジェンダ・ペーパー25）](#)

IASB-FASB 合同会議で議論されたプロジェクト

- [議論のポイント](#)

関連情報

[IASB Update ニュースレターのアーカイブ](#)

[過去のIASB Update はこちら](#)

要約のポッドキャスト

[過去のIASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）はこちら](#)

リサーチ及び基準設定

[IFRS 第9号「金融商品」の適用後レビュー—分類及び測定（アジェンダ・ペーパー3）](#)

審議会は2021年7月20日に会合し、次のことを行った。

- IFRS 第9号「金融商品」の分類及び測定の要求事項の適用後レビューの第1フェーズにおけるアウトリーチからのフィードバックについて議論した。
- 第2フェーズにおいてさらに検討すべき事項について決定した。審議会は、これらの事項について情報要請を通じて公開協議を行う。

審議会は次のことをさらに検討することを決定した。

- a. 金融資産についての事業モデルの評価、具体的には、
 - i. 評価を適用する際の判断の使用
 - ii. 事業モデルの変更による金融資産の分類変更
- b. 金融資産についての契約上のキャッシュ・フロー特性の評価、具体的には、
 - i. 市場の発展（サステナビリティ連動要素（アジェンダ・ペーパー3Bで議論）を伴う金融資産などの新しい商品要素を含む）を考慮した評価の適用
 - ii. 契約上リンクされている金融商品に対する投資についての要求事項
- c. 資本性金融商品について公正価値変動をその他の包括利益に表示する選択肢、具体的には、
 - i. この表示の選択肢がどのくらい広く利用されているか、及びそれが使用されている金融商品の種類
 - ii. この選択肢が企業の投資意思決定及び財務諸表利用者に対する情報の有用性に与えている影響
- d. 純損益を通じて公正価値で測定する指定をした金融負債について自己の信用リスクの変動から生じる公正価値の変動をその他の包括利益に表示すること
- e. 契約上のキャッシュ・フローの条件変更、具体的には、
 - i. 金融資産と金融負債の条件変更についての要求事項の文案作成における相違点
 - ii. どのような場合に条件変更が認識の中止を生じさせるのかの判定
- f. IFRS 第9号への移行、具体的には、
 - i. 設けられた経過的な救済措置の影響
 - ii. 財務諸表作成者のコスト低減と財務諸表利用者への有用な情報の提供との間のバランス

12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

審議会は今後の会議で情報要請の公表を承認し、コメント期間を設定する。審議会は、情報要請を2021年9月末ごろに公表する見込みである。

IFRS 第10号「連結財務諸表」、IFRS 第11号「共同支配の取決め」及びIFRS 第12号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー7）

審議会は2021年7月20日に会合し、情報要請「IFRS 第10号『連結財務諸表』、IFRS 第11号『共同支配の取決め』及びIFRS 第12号『他の企業への関与の開示』の適用後レビュー」に対するフィードバックについて議論した。情報要請は2020年12月に公表され、コメント期間は2021年5月10日に終了した。

審議会は次のことについて議論した。

- a. コメントレターからのフィードバック
- b. 2021年1月から5月の間に実施したアウトリーチからのフィードバック
- c. 学術文献レビューへのアップデート

審議会は何も決定を求められなかった。

次のステップ

審議会は今後の会議で、適用後レビューの結果として何らかの行動を取るべきかどうかを決定する。審議会はそうした行動を第3次アジェンダ協議の一環として検討する。

開示に関する取組み—的を絞った基準レベルの開示のレビュー（アジェンダ・ペーパー11）

審議会は2021年7月21日に会合し、公開草案「IFRS基準における開示要求—試験的アプローチ」のコメント期間を210日から293日に延長して、2022年1月12日終了とすることを決定した。審議会は、この異例に長いコメント期間が正当化されるのは、提案の特異な性質及び重大な新しい考え方のみによるものであることに留意した。特に、このコメント期間は、作成者がフィールドワークを実施し、提案の実務上の適用に関するフィードバックを提供するためのより多くの時間を与えることになる。

12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）

審議会は2021年7月20日に会合し、のれんの事後の会計処理（特に、のれんの償却を再導入すべきかどうか）に関する予備的見解について再審議した。

のれんの償却を再導入すべきかどうかに関する再審議の一環として、審議会は、企業結合に関する開示について及びIAS第36号「資産の減損」における減損テストの有効性の改善について議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

次のステップ

審議会は今後の会議で予備的見解の再審議を継続する。

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

審議会は2021年7月21日に会合し、公開草案「全般的な表示及び開示」における純損益計算書での各区分への分類に関する提案のいくつかを再審議した。

純損益計算書の財務区分における収益及び費用の分類（アジェンダ・ペーパー21A）

純損益計算書における分類

審議会は、次の項目を純損益計算書の財務区分に分類するよう企業に要求することを暫定的に決定した。

- a. 資金調達のみを伴う取引から生じる負債からのすべての収益及び費用
- b. 他の負債からの特定の収益及び費用（「資金調達のみを伴うものではない取引から生じる負債」参照）

12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

資金調達のみを伴う取引

審議会は、資金調達のみを伴う取引を次のことを伴う取引として記述するよう企業に要求することを暫定的に決定した。

- a. 企業が現金、企業自身の資本性金融商品又は金融負債の減額を受け取ること
- b. 企業が現金又は企業自身の資本性金融商品を返還すること

12名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成した。

主契約である負債と組込デリバティブの混合契約

主契約である負債と組込デリバティブの混合契約に関して、審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 分離された主契約である負債に関連した収益及び費用を、他の負債に関連した収益及び費用と同じ方法で分類することを企業に要求する。
- b. 分離された組込デリバティブに関連した収益及び費用を、単独のデリバティブに関連した収益及び費用と同じ方法で分類することを企業に要求する。
- c. 分離されていない契約に関連した収益及び費用を、他の負債に関連した収益及び費用と同じ方法で分類することを企業に要求する。

さらに、審議会は、企業が混合契約全体を純損益を通じて公正価値で測定するものに指定していて、その結果、主契約である金融負債からIFRS第9号「金融商品」によって分離することが要求されるはずの組込デリバティブを分離していない状況についての開示要求を開発することを暫定的に決定した。こうした開示要求の目的は、財務諸表利用者には、公正価値オプションの使用が収益及び費用の分類を変更する場合に関する情報を与えることである。

12名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

資金調達のみを伴うものではない取引から生じる負債

資金調達のみを伴うものではない取引から生じる負債（審議会が定める一部の負債を除く）について、審議会は、純損益計算書の財務区分に金利費用及び金利変動の影響を分類することを企業に要求することを暫定的に決定した（そうした金額がIFRS基準の要求事項を適用して識別される場合）。

審議会は、この暫定的な決定は、資金調達のみを伴うものではない取引から生じる、次に該当する負債には適用されないと定めた。

- a. IFRS第9号の範囲に含まれ、償却原価で測定する混合契約であり、かつ、
- b. 経済的特性及びリスクが主契約の経済的特性及びリスクと密接に関連する組込デリバティブを含んでいる。

これらの特定された負債に関して、審議会は、すべての収益及び費用を純損益計算書の財務区分に分類するアプローチを探求することを決定した。

12名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

デリバティブ及びヘッジ手段に係る公正価値利得又は損失の分類（アジェンダ・ペーパー21B）

審議会は企業に次のことを要求することを暫定的に決定した。

- a. IFRS第9号又はIAS第39号「金融商品：認識及び測定」を適用してヘッジ手段に指定した金融商品に係る公正価値利得又は損失を、企業が管理しているリスクの影響を受ける純損益計算書の区分に分類する。ただし、そのような分類が公正価値利得又は損失のグロスアップを伴うこととなる場合は除く。そのような場合には、企業はヘッジ手段に係るすべての公正価値利得又は損失を営業区分に分類する。12名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成した。

- b. リスク管理に使用されているデリバティブが IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号を適用してヘッジ手段に指定されていない場合には、公正価値利得又は損失を(a)の要求事項を適用して分類する。ただし、そのような分類が過大なコストや労力を伴うこととなる場合は除く。過大なコストや労力を伴う場合には、企業は当該デリバティブに係るすべての公正価値利得又は損失を営業区分に分類する。12 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。
- c. リスク管理に使用されていないデリバティブに係る公正価値利得又は損失を、純損益計算書の営業区分に分類する。ただし、デリバティブが財務活動に関連していて、企業の主要な事業活動の過程で使用されていない場合は除く。デリバティブが財務活動に関連していて、企業の主要な事業活動の過程で使用されていない場合には、企業は当該デリバティブに係るすべての公正価値利得又は損失を財務区分に分類する。12 名の審議会メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。

為替差額の分類 (アジェンダ・ペーパー21C)

審議会は、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の第 28 項及び第 30 項を適用して純損益計算書に含めた為替差額を、当該為替差額を生じさせた項目からの収益及び費用と同じ純損益計算書の区分に分類することを企業に要求することを暫定的に決定した。ただし、そのような分類が過大なコストや労力を伴うこととなる場合は除く。過大なコストや労力を伴う場合には、企業は当該項目に係る為替差額を営業区分に分類する。

12 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

次のステップ

審議会は、今後の会議で本プロジェクトの提案を引き続き再審議する。

維持管理及び一貫した適用

維持管理及び一貫した適用 (アジェンダ・ペーパー12)

審議会は 2021 年 7 月 20 日に会合し、債務の流動又は非流動への分類、サプライヤー・ファイナンス契約及び 2021 年 6 月の IFRS 解釈指針委員会 (委員会) の会議で議論された事項について検討した。

特約条項付の債務の流動又は非流動への分類 (IAS 第 1 号) : 経過措置、早期適用及びデュー・プロセス (アジェンダ・ペーパー12A)

審議会は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正案の経過措置及び早期適用についての要求事項について議論した。審議会はデュー・プロセス (書面投票プロセスの開始の許可を含む) についても議論した。

IAS 第 1 号の修正案は次のようなものとなる。

- a. 企業が特定の状況において債務及び他の金融負債を流動又は非流動にどのように分類するののかに関して「負債の流動又は非流動への分類」(2020 年修正) で導入された要求事項を修正する。
- b. 2020 年修正の発効日を 2024 年 1 月 1 日以降に延期する。

経過措置

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 修正案を IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用することを企業に要求する。
- b. 初度適用企業に対する免除は設けない。

12 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

早期適用

審議会は、企業が修正案を発効日より早く適用することを認めることを暫定的に決定した。

12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

デュー・プロセス

審議会は、IAS 第1号の修正案の公開草案について120日以上のコメント期間を与えることを暫定的に決定した。12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

12名の審議会メンバー全員が、審議会は適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠し、公開草案の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

2名の審議会メンバーが、公開草案における提案に反対する意向を示した。

次のステップ

審議会は公開草案を2021年第4四半期に公表する計画である。

サプライヤー・ファイナンス契約：経過措置、早期適用及びデュー・プロセス（アジェンダ・ペーパー12B）

審議会は、IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」及びIFRS 第7号「金融商品：開示」の修正案の経過措置及び早期適用についての要求事項について議論した。審議会はデュー・プロセス（書面投票プロセスの開始の許可を含む）についても議論した。

経過措置

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 修正案をIAS 第8号に従って遡及適用することを企業に要求する。
- b. 初度適用企業に対する免除は設けない。

12名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

早期適用

審議会は、企業が修正案を発効日より早く適用することを認めることを暫定的に決定した。

12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

デュー・プロセス

審議会は、IAS 第7号及びIFRS 第7号の修正案の公開草案について120日以上のコメント期間を与えることを暫定的に決定した。12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

12名の審議会メンバー全員が、審議会は適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠し、公開草案の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

公開草案における提案に反対する意向を示した審議会メンバーはいなかった。

次のステップ

審議会は公開草案を2021年第4四半期に公表する計画である。

IFRIC Update（アジェンダ・ペーパー12C）

審議会は、委員会の2021年6月の会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は、[2021年6月のIFRIC Update](#)において公表された（[日本語訳](#)）。

審議会は何も決定を求められなかった。

タクソノミ

IFRS タクソノミ（アジェンダ・ペーパー25）

審議会は 2021 年 7 月 21 日に会合し、次のことについてアップデートを受けた。

- a. 次のものに関する IFRS タクソノミ・アップデート案に対するフィードバック
 - i. 「会計方針の開示」(IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」を修正)
 - ii. 「会計上の見積りの定義」(IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を修正)
- b. 「会計方針の開示」及び「会計上の見積りの定義」についての IFRS タクソノミ・アップデートを最終確定するための今後の手順

審議会は何も決定を求められなかった。

次のステップ

審議会は書面投票プロセスを開始し、IFRS タクソノミ 2021—アップデート 1「会計方針の開示及び会計上の見積りの定義」を 2021 年第 4 四半期に公表する予定である。

IASB—FASB 合同会議で議論されたプロジェクト

議論のポイント

審議会と財務会計基準審議会（両審議会）は 2021 年 7 月 23 日に教育セッションを行い、次のことについて議論した。

- a. のれんと減損についての IASB のプロジェクト（識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理についての FASB のプロジェクト）—アジェンダ・ペーパー18
- b. IASB の第 3 次アジェンダ協議（FASB のアジェンダ協議）—アジェンダ・ペーパー24
- c. サプライヤー・ファイナンス契約についての IASB のプロジェクト（営業債務に関わるサプライヤー・ファイナンス・プログラムの開示についての FASB のプロジェクト）—アジェンダ・ペーパー27

両審議会は何も決定を求められなかった。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation

コピーライト © IFRS 財団

ISSN 1474-2675